

# 名古屋市教育委員会定例会

平成 26 年 3 月 25 日

午前 9 時 30 分

教育委員会室

## 報 告

市立中学校生徒の転落死について

名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証委員会「検証報告書」について

## 議 案

第27号議案 請願・陳情審査について

第28号議案 請願・陳情審査について

第29号議案 公所と称する規則の一部を改正する規則案について

第30号議案 市長の権限に属する事務の補助執行等に係る協議について

第31号議案 教育長専決規則の一部を改正する規則案について

第32号議案 名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について

第33号議案 教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則案について

第34号議案 名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について

第35号議案 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について

第36号議案 名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員等の職の設置に関する規則の一部を改正する規則案について

第37号議案 名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について

第38号議案 名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について

第39号議案 名古屋市社会教育委員協議会規則の一部を改正する規則案について

第40号議案 名古屋市博物館条例施行規則等の一部を改正する規則案について

第41号議案 名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案について

第42号議案 名古屋市野外スポーツ・レクリエーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則案について

第43号議案 名古屋市名城庭球場条例施行規則の一部を改正する規則案について

第44号議案 名古屋市教育委員会における懲戒処分取扱方針の一部改正について

第45号議案 名古屋市指定文化財の指定等について

第46号議案 名古屋市文化財調査委員会委員の委嘱について

第47号議案 特別職人事について

第48号議案 事務局人事について

## 出席者

野 田 敦 敬 委員長  
服 部 はつ代 委 員  
梶 田 知 委 員  
福 谷 朋 子 委 員  
下 田 一 幸 教育長  
教育次長始め、事務局職員30名

(野田委員長)

ただ今から、教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、最初にお諮りいたします。本日の案件について、議案「名古屋市立高等学校入学料免除規則の一部を改正する規則案について」を削除し、報告事項「市立中学校生徒の転落死について」及び「名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証委員会「検証報告書」について」、議案「名古屋市教育委員会における懲戒処分取扱方針の一部改正について」及び「事務局人事について」を追加したいと存じますがいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。なお、議案番号は、お手元配付の資料のとおりといたします。

次に、議事運営についてお諮りいたします。第 46 号から第 48 号議案まで、及び報告事項「名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証委員会「検証報告書」について」は、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議し、会議録につきましても非公開といたしたいと思いましたが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、2名から傍聴の申し出がありましたので、名古屋市教育委員会傍聴規則第 2 条により、許可いたしたいと思いましたが、ご意見はございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

それでは、傍聴人の方に入室していただきます。

### 【傍聴人入室】

(野田委員長)

傍聴される方をお願いいたします。名古屋市教育委員会傍聴規則第 4 条により、次の 2 点を守っていただくことになります。1 点目は、委員その他出席者の言論に対し批評を加え又は可否を表しないこと、2 点目は、私語その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと、の 2 点です。また、同規則第 5 条により、録音等については禁止しております。

それでは、報告事項「市立中学校生徒の転落死について」を始めます。公になっていない生徒のプライバシーに関する情報など、公表が困難な内容につきましては、発言をご遠慮いただきますようお願いいたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

(金田指導室長)

市立中学校生徒の転落死について、説明させていただきます。1 当該生徒についてです。名古屋市立浄心中学校 1 年男子生徒 13 歳。2 経過でございます。3 月 20 日木曜日授業後、ディベート部に所属していた当該生徒は、部活動に参加し、部員 15 名で近日中に行われる大会の練習を行っていました。そこに 3 人の卒業生が加わり練習を行っておりましたところ、当該生徒の他の生徒への発言をめぐり、周りから批判され口論となりました。当該生徒はその場を立ち去りました。その後、3、4 階の踊り場窓から飛び降りようとしたため、追いかけた生徒が引き留めましたが、その手を振りはらい転落いたしました。当該生徒は救急搬送されましたが 19 時 20 分死亡が確認されました。3 普段の様子でございます。ディベート部に所属し、積極的に活動に参加をしておりました。また、成績優秀で責任感が強く、何事にもまじめに取り組んでおりました。4 今後の対応でございます。部活動中の状況を詳しく調査してまいりたいと考えております。以上でございます。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見ご質問はございませんか。

(福谷委員)

今後の対応のところ、部活動中の状況の調査とありますが、それ以外に校内で起きた転落死ということもあり、現場に居合わせた生徒もいると思いますが、その辺りのケアをどのように考えてみえますか。

(金田指導室長)

学校は昨日が修了式でした。本日より春休みに入りました。今、委員からお話がありましたように、学校で起きた事件ということで、目撃をした生徒、直接会話を交わ

した生徒など、さまざまなかかわりがございます。それぞれの生徒は、大変動揺しておりまして、心のケアが必要だと考えております。3月中に当該の部活動の部員、それから同じクラスの生徒、あるいは目撃をした生徒などに対して、一人ひとり教育相談という形でケアを進めてまいりたいと考えております。

(野田委員長)

他にご意見もないようです。尊い命が失われるという、このような大変悲しい出来事が繰り返されないよう、命の大切さをしっかり伝えていきたいと思っております。質疑にもございましたが、今日から春休みに入り、子どもたちの様子が把握しにくい状況になりますが、子どもたちの心のケアなど、引き続き、ていねいに、きめ細かい対応をしていただきたいと思います。

(下田教育長)

7月のときは教育委員会より緊急アピールを出しましたが、今回は校長先生から命の大切さについて修了式にお話をさせていただくように指示をいたしました。

(野田委員長)

これで、報告事項を終了いたします。

それでは、議案に移ります。第27号議案「請願陳情審査について」を議題といたします。審議に先立ちまして、請願者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありました。会議の運営上、5分以内で陳述を許可することにしたと思っておりますが、ご意見はございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

それでは、陳述人の方は、前へお願いします。

口頭陳述される方をお願いします。会議の円滑な運営を図るため、口頭陳述は5分以内で行うようお願いいたします。それでは、陳述を始めてください。

**【陳述人より口頭陳述が行われた。】**

(野田委員長)

これをもちまして、口頭陳述を終了します。席へお戻りください。

それでは、第27号議案「請願陳情審査について」、事務局の説明を求めます。

(金田指導室長)

第27号議案でございます。請願の要旨は、お手元の資料のとおりでございます。以下、請願書、参考資料をつけてございます。

学習指導要領では、中学校社会科歴史的分野「古代までの日本」の内容としまして、大和朝廷による統一と東アジアとのかかわりなどを通して、以下しばらく中略いたしますが、我が国で国家が形成されていったことを理解させる、律令国家の確立に至るまでの過程、摂関政治などを通して、以下略いたしますが、天皇や貴族の政治が展開されたことを理解させる、と明記されております。学習指導要領は、教育基本法の目標を踏まえて記述されたものです。本市で採択している中学校歴史教科書は、国による検定に合格したもので、その記述内容は、学習指導要領が求めるものになっていると判断いたします。教育委員会では、学習指導要領の趣旨と各者の記載の特色を踏まえ、編集趣旨の適切性、教材の適切性等の観点項目を設けて、慎重に調査研究と検討を重ね、教科書を採択いたしました。なお、参考といたしまして、学習指導要領解説と7種の教科書の比較表をまとめたものをお配りしてあります。以上です。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

いつも陳述人の方、本市採択の教科書ともう一つを丁寧に比較をしていただいております。その度に、事務局は2者ではなく、7者すべての教科書を調べていただいております。大変丁寧な資料をその都度作成いただいております。ただ、陳述内容を見ますと、最後のところを読み上げますと指導要領の要求内容にしっかりと適合した教科書の選択を求めます、というくだりでございまして、中身は先回は聖徳太子についてでしたが、数回同じような内容で請願がされております。ここで議論いたしまして、いずれも不採択としておりますが、同じ請願の内容ですので、結論がぶれることがないと思いますが、いかがでしょうか。うなずいていただきましたので、第27号議案についてお諮りいたします。本市で採択している教科書は、国による検定に合格したもので、その記述内容は、学習指導要領が求めるものになっていると判断いたします。また、教科書の選定に際しては、学習指導要領の趣旨を踏まえた上で、教科書の記述を読み比べて議論いたしました。したがって、学習指導要領に良く合致した中学校の歴史教科書の採択を求める請願については、不採択としてはいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第28号議案「請願陳情審査について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

(吉田庶務係長)

第28号議案「請願陳情審査」について、ご説明させていただきます。この請願は、地方教育行政への国や首長の関与の強化に反対することを求めるものでございます。請願項目は、(1)教育委員会として、①地教行法「改正」のための準備を中止する

こと、②教育委員会を執行機関として存置し、首長や国の権限を強化しないことを求める決議をあげること。(2)地教行法「改正」のための準備を中止するよう、全国市町村教育委員会連合会や与党の実務者協議など関係各方面に働きかけること。

(3)教育における自主性や地方自治の原則の尊重など憲法と教育の条理にもとづく地方教育行政を確立すること、でございます。教育委員会制度改革につきましては、平成25年4月15日、政府の教育再生実行会議が教育委員会制度等の在り方についての提言をまとめ、内閣総理大臣に提出しました。教育再生実行会議から提出された提言を踏まえ、平成25年4月25日に文部科学大臣が中央教育審議会に今後の地方教育行政の在り方について諮問しました。その後、中央教育審議会において、関係団体からのヒアリングを含め計21回の審議が行われ、平成25年12月13日に答申が出ました。中央教育審議会の答申を受けて、与党間で協議が行われ、先日、与党合意の内容が新聞報道されました。その内容は、第一に、地方教育行政の責任体制を明確にするため、教育委員長と教育長を一本化し、任期は3年で首長が議会の同意を得て任免すること。第二に、政治的中立性を確保するため、教育委員会は引き続き教育行政の最終決定権をもつ執行機関とすること。第三に、首長と教育委員会の連携を強化するため、首長が主宰する総合教育会議を自治体に設置し、教育行政の大綱を策定するほか、予算・条例に関わる重要な教育施策の方向性、緊急事態への対処を協議すること。第四に、政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教科書採択、学校の教育課程の編成、個別の教職員人事は教育委員会の専権事項とすること。第五に、地方に対する国の関与の見直しを図るため、いじめ自殺等の再発防止を国が教育委員会に是正指示できるようにすること。以上が、与党合意の内容であると新聞報道されています。新聞報道によりますと、4月上旬にも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正案を含む関連法案が閣議決定され、その後、政府が今国会へ関連法案を提出し、議論が進められるものと認識しております。今後も情報収集に努め、関連法案の動向を注視してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(下田教育長)

今の段階では、新聞報道のみで、議論の対象が不明確であります。いずれにいたしましても、国会の中できちんと議論されていく事項でございますので、それを注視していく姿勢がいいのではと思います。

(野田委員長)

私も1月の指定都市の教育委員教育長の会議へ出席しまして、その分科会でそれぞれの考え方を交流いたしました。また、その域にとどまっている段階ではないかと思っております。

他にご意見もないようですので、第28号議案についてお諮りいたします。教育委員

会制度改革については、平成25年7月、指定都市教育委員・教育長協議会から文部科学省に、現在の教育委員会制度の趣旨を十分に鑑み、今後の検討を進める中で慎重に議論を尽くしていただきますよう要望しているところです。先日、与党間で合意に至ったとの新聞報道がありましたので、今後、閣議決定を経て、政府により関連法案が提出され、国会の場で議論が進められるものと認識しております。制度改革は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を含む関連法の改正を伴うものであり、国会での議論を経て、判断されるものであると考えますので、地方教育行政への国や首長の関与の強化に反対することを求める請願については、不採択としてはいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第29号議案「公所と称する規則の一部を改正する規則案について」、第30号議案「市長の権限に属する事務の補助執行等に係る協議について」、第31号議案「教育長専決規則の一部を改正する規則案について」、第32号議案「名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について」、第33号議案「教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則案について」の5件を一括して議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(村松主幹)

第29号議案から第33号議案までにつきましては、平成26年度組織改正等に関する議案ですので、一括してご説明いたします。

まず、第29号議案「公所と称する規則の一部を改正する規則案」でございます。この規則改正は、生涯学習推進センターを廃止すること及び女性会館に指定管理者制度を導入することに伴い、規定を整理するものです。施行は、平成26年4月1日からでございます。

次に、第30号議案から第32号議案までにつきましては、委任、補助執行等に関する議案でございます。第30号議案「市長の権限に属する事務の補助執行等に係る協議について」でございます。この協議は、市長の権限に属する事務の一部の補助執行の範囲を変更すること、教育委員会の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行の範囲を変更すること、専門委員への委託を解くことについて、教育委員会と市長との間で協議を行う必要がございますので、その内容についてお諮りするものです。まず、委任についての協議事項2点についてご説明します。1点目は、現在全区の区長に委任しております生涯学習センターに関する事務につきまして、中村区始め3区の生涯学習センターに指定管理者制度を導入することに伴い、当該3区の区長の委任を解くものでございます。2点目は新たに委任する事項としまして、生涯学習センターの建物

の修繕及び模様替えに関することにつきまして、現行では概ね 200 万円までのものを区長に委任しておりますが、事務の効率化を図るため、これを 250 万円までといたすものでございます。次に、補助執行についての協議事項 3 点についてご説明します。1 点目は、現在、市長の権限に属する事務のうち、名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証委員に関することを教育長が補助執行しております。3 月 27 日検証を終了する予定であることから、補助執行を解かれるものでございます。なお、最終報告につきましては、後ほど別途報告をいたします。2 点目は、現在各区長に補助執行させております生涯学習センターに関する事務につきまして、中村区始め 3 区の生涯学習センターに指定管理者制度を導入することに伴い、当該 3 区の区長の補助執行を解くものでございます。3 点目は新たに補助執行させるものとして、経済的理由によって修学が困難な者に対して高等学校等の入学準備金の貸与を行っておりますが、その滞納整理に関する事務のうち、滞納額 10 万円以上等一定の基準を満たすものにつきまして、財政局長に補助執行させるものでございます。財政局長が補助執行の事務を行うにあたっては、教育長専決規則の規定に基づく教育長の専決事項を準用させるとともに、財政局の副局長等の職員が代決できるようにいたします。最後に、専門委員への委託についての協議事項についてご説明します。教育委員会の権限に属する事務のうち、名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証及び再発防止策の検討に関することを専門委員に委託しておりますが、検証が終了する予定であることから、委託を解くものでございます。施行は平成 26 年 4 月 1 日からでございます。

続きまして、第 31 号議案「教育長専決規則の一部を改正する規則案」でございます。入学準備金の滞納整理に関する事務を財政局長に補助執行させること等を始め、規定を整理するものでございます。施行は平成 26 年 4 月 1 日からでございます。

第 32 号議案「名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案」でございます。これは、中村生涯学習センター始め 3 館に指定管理者制度を導入することに伴い、教育委員会から区長に対する事務委任の範囲を変更するとともに、生涯学習推進センターを廃止することに伴う規定を整理するものです。施行は平成 26 年 4 月 1 日からです。

第 33 号議案「教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則案」でございます。これは、青少年交流プラザに指定管理者制度が導入されることに伴い、プラザの事務に従事する社会教育主事を置かなくなることから、規定を整理するものです。施行は、平成 26 年 4 月 1 日からです。説明は以上でございます。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見ご質問はございませんか。

(下田教育長)

第 30 号の 1 (2) は、生涯学習センターの修繕のことですか。

(百合草生涯学習課長)

随意契約ができる範囲を250万円を超えない範囲とするもので、各区の権限の中でやっていただいていることとさせていただきます。

(野田委員長)

他に、ご意見もないようですので、第29号、30号、31号、32号、33号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第34号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について」、第35号議案「名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について」、第36号議案「名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員等の職の設置に関する規則の一部を改正する規則案について」、第37号議案「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について」、第38号議案「名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について」の5件を一括して議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(村松主幹)

第34号議案から第38号議案までにつきましては、学校に関する議案ですので、一括してご説明いたします。

第34号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案」でございます。改正内容が2点ございます。1点目は、平成26年4月以後に公立高等学校に新たに入学する生徒について、授業料を徴収することになったことから、授業料の納付方法等必要な手続きを定めるものでございます。2点目は、募集人数の変更や生徒の進級により学級数が増減することから桜台高等学校はじめ4校の生徒定員を変更するものでございます。施行は、平成26年4月1日からです。

第35号議案「名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案」でございます。これは、募集する学級数の変更や生徒の進級により学級数が増減することから、全ての高等部普通科の生徒定員を変更するものでございます。施行は、平成26年4月1日からでございます。

次に、第36号議案「名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員等の職の設置に関する規則の一部を改正する規則案」でございます。これは、愛知県が小学校、中学校、特別支援学校に学校の事務職員の職として、事務長の上に総括事務長という職を置くことができるようにしたことから、本市においても、学校事務を総括する総括事務長を新たに置くものです。施行は、平成26年4月1日からでございます。

次に、第37号議案「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案」でございます。改正内容は2点ございます。1点目は、近年の入園児の状況等を勘案して、全ての園

について、園児の定員を減ずるものでございます。2点目は、平成23年度から実施しております、預かり保育について、保護者のニーズの高まり等を踏まえ、子育て支援の充実を図るため、昨年度の17園から全園に拡大実施するものでございます。施行は、平成26年4月1日からでございます。

第38号議案「名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。これは、平成26年4月からアレルギー対応給食を重篤者のみではなく、希望者全員に提供できるようにすることから、アレルギー対応給食を希望する際に提出する学校生活管理指導表の文書料を、就学援助対象者については公費で負担し、保護者の負担を軽減するものです。施行は、平成26年4月1日からでございます。説明は以上でございます。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見ご質問はございませんか。

(服部委員)

第36号議案についてですが、総括事務長は名古屋市に1人置くものですか。特別支援学校や特別支援学級がある学校へ設置されるものですか。

(山内教職員課長)

拠点校22名と特別支援学校4名の計26名です。事務長のなかでも、一定の条件がございまして、事務長経験2年以上、直近の2年間の勤務成績が良いもののうちから決めます。

(野田委員長)

他にご意見もないようですので、第34号、35号、36号、37号、38号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第39号議案「名古屋市社会教育委員協議会規則の一部を改正する規則案について」、第40号議案「名古屋市博物館条例施行規則等の一部を改正する規則案について」、第41号議案「名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案について」、第42号議案「名古屋市野外スポーツ・レクリエーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則案について」、第43号議案「名古屋市名城庭球場条例施行規則の一部を改正する規則案について」の5件を一括して議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(村松主幹)

第 39 号議案から第 43 号議案までにつきましては、社会教育に関する議案ですので、一括してご説明いたします。

第 39 号議案「名古屋市社会教育委員協議会規則の一部を改正する規則案」でございます。これは、平成 26 年 2 月市会において、名古屋市社会教育委員条例が一部改正され、引用する条項が移動したこと等に伴う、規定の整理を行うものでございます。施行は、平成 26 年 4 月 1 日からでございます。

次に第 40 号議案「名古屋市博物館条例施行規則等の一部を改正する規則案」でございます。これは、小学校等の教育活動の一環として博物館などに入場する場合の観覧料の減免について、市内の学校は規則に、市外の学校は要綱に分けて規定されるなどしていたものを、市民に分かりやすい内容・表現とするため、規則にまとめて規定するものです。具体的には、博物館本館、蓬左文庫、美術館、科学館の 4 館について、教育活動の一環として、幼稚園等の引率者及び市外の小学校・中学校・高等学校等の児童・引率者が入場する場合を規則に規定するものでございます。また、蓬左文庫については、市外の高校等の生徒と引率者が、併設する徳川美術館に入場せず蓬左文庫にのみ入場する場合について、団体区分の減免額を観覧料の 5 割となるよう改めます。施行は、平成 26 年 4 月 1 日からでございます。

第 41 号議案「名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案」でございます。平成 26 年度から、南生涯学習センターの第 4 集会室において子ども適応相談センターの適応指導教室事業を実施いたしますが、この事業に使用しない時間帯については、同室を南生涯学習センターの集会室として供用することから、使用時間を定めるものです。施行は、平成 26 年 4 月 1 日でございます。

第 42 号議案「名古屋市野外スポーツ・レクリエーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。これは、平成 26 年 4 月 1 日から武豊野外活動センターを廃止すること等から、規定の整備を行うものでございます。施行期日は、平成 26 年 4 月 1 日からでございます。

次に、第 43 号議案「名古屋市名城庭球場条例施行規則の一部を改正する規則案について」でございます。これは、先の平成 26 年 2 月市会において、名古屋市名城庭球場条例が一部改正されたことにより、名城庭球場に利用料金制度を導入することとなったこと等に伴う規定の整備でございます。施行は、平成 26 年 4 月 1 日からでございます。説明は以上でございます。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見ご質問はございませんか。

(服部委員)

第 41 号議案についてですが、南生涯学習センターの第 4 集会室において、子ども適応相談センターの適応指導教室事業を実施されるということですが、集会室として供用するというので、毎回いろいろなものを片付けて実施されるということですか。収納したり整理したりする別の部屋は用意されてますか。

(百合草生涯学習課長)

施設の管理ということで、私がお答えさせていただきます。すぐ隣に小部屋がございます。適応指導教室で使用するものは、下にコロが付いていますので、次に他の方が集会室を使う場合は、そのまま収納していただきます。

(服部委員)

片付けがスムーズにできるように工夫がされているということですね。

(野田委員長)

料理室を改造したということですか。

(百合草生涯学習課長)

以前は料理室でしたので水がはけるような床になっていましたが、今はフラットな状態ですので、支障なくコロが付いているものを収納していただけます。

(服部委員)

終了時刻が17時と決まっていると、相談をしても子どもたちは慌しく終了して、次に利用される方と接触するかもしれない状況になってしまうかもしれませんが、そういった問題はどのように整理されてみえますか。

(百合草生涯学習課長)

4時くらいで事業は終了する旨を聞いております。1時間程設けられておりますので、子ども適応相談センターでさまざま配慮されると考えております。

(野田委員長)

他にご意見もないようですので、第39号、40号、41号、42号、43号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第44号議案「名古屋市教育委員会における懲戒処分取扱方針の一部改正について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(村松主幹)

第44号議案「名古屋市教育委員会における懲戒処分取扱方針の一部改正について」でございます。この取扱方針の改正は教員による不適切な言動により、子どもの

心を傷つけてしまうことのないよう、教員の意識化を図ることを目的として、児童生徒に精神的な苦痛を与える行為等を懲戒処分の標準例に明示するものでございます。施行は、平成26年4月1日からとし、同日以降発生した事案については、改正後の取扱方針を適用ものでございます。説明は以上でございます。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見ご質問はございませんか。

(福谷委員)

第44号議案の新旧対照を見ますと、改正案4(1)は体罰その他不適切な指導、(2)はわいせつ行為その他不適切な行為とありますが、いじめ等に間接的に加担し等の部分は、(2)のわいせつ行為その他不適切な行為の方に入るとのことですか。

(山内教職員課長)

ご指摘をいただきました点は、内部でもいろいろ協議いたしました点でございます。こちらに入れることが適切であろうと判断いたしました。

(福谷委員)

(1)は体罰に類似する不適切な指導、(2)はわいせつ行為に類似する不適切な行為という理解でよろしいですか。(1)、(2)でそれぞれどのような事例を想定されていますか。事例が想定できなかつたので、お伺いいたします。

(森学校教育部長)

文案を作成するなかでいろいろ協議してまいりました。体罰と不適切な指導という枠組みでございました。不適切な指導という枠組みのなかに、例えば心理的な攻撃やいじめを助長するものについて、今までありませんでしたが、これからあった場合は、ここを想定していました。本会議のなかでそういったことを明確にして、教員の意識を啓発する必要があるだろうということで、心理的な攻撃の部分といじめの加担の部分を加えました。心理的な攻撃の部分は、体罰に類するものということで、体罰の項目に加えました。その他不適切な行為ということも、(2)の方にわいせつ行為その他不適切な行為、ここに類似するという意味あいではなく、あくまでも(1)は体罰にかかわるような心理的な攻撃を含めた子どもに対する攻撃、(2)はもう少し広く不適切な行為で、わいせつ行為は一つの例示で、ウではわいせつとは全く関係なくいじめに間接的加担や助長といったものを加えてはどうかということで、検討がされたものです。

(野田委員長)

これは、本会議において質問があったことに対して、対応するものですね。言葉としては同じその他ですが、範囲が違うということですね。

(福谷委員)

不適切な指導について、具体化されたことはよいと思います。免職を加えられたことについても、自覚喚起も含め評価できることだと思います。

(野田委員長)

他にご意見もないようですので、第 44 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第 45 号議案「名古屋市指定文化財の指定等について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(桜井文化財保護室長)

第 45 号議案「名古屋市指定文化財の指定等について」ご説明させていただきます。

1 は名古屋市指定無形民俗文化財に新たに指定するもの、2 は名古屋市指定文化財の種別・名称を変更することをおはかりするものでございます。1 の新たに指定しようとするものは、大森天王祭の山車行事、及び鳴海祭裏方の山車行事と丹下・北浦・花井・城之下の山車の 2 件でございます。指定の種別は無形民俗です。所在場所は各保持団体の所在地を記載しております。保持団体は、大森天王祭山車奉賛会、成海神社山車保存会です。文化財調査委員会からの答申の写しを添付しております。2 件とも昨年 1 2 月 1 3 日に文化財調査委員会へ諮問し、3 月 1 8 日に答申をいただいたものでございます。それぞれの答申書に詳細はございますが、指定理由を要約して申しあげますと、大森天王祭の山車行事は、現在も旧来のシマを単位に祭礼組織が作られ、各シマの天王社跡地で神楽を奉納するなど、かつての祭りの本質を残していることに文化財的価値が認められるものでございます。鳴海祭裏方の山車行事と各山車につきましても、山車本体が名古屋や知多の要素が融合され独自の形で残っていること、行事においても豊富な神楽やお囃子が伝承されていることなどに文化財的価値が認められるというものでございます。次に 2 の既に指定されている種別・名称の変更についてですが、山車に関するものについては、国の文化財指定の方法に習い、従来の中車本体を有形文化財としてとらえる方向から、中車を用いた行事を無形の民俗文化財としてとらえ直すことで、文化財としての種別を体系的に定義したことによるものでございます。また、白鳥第 1 号墳の指定名称の変更については、現在当古墳を含めて「歴史の里」整備事業を進めていることによる変更でございます。2 の種別・名称の変更につきましても、文化財調査委員会に提案し、議決をいただいているものでございます。本日お認めいただきましたら、指定日は 3 月 3 1 日とし、告示並びに記者クラブへの資料提供を予定しております。以上第 45 号議案につきまして、ご説明させて

いただきました。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見ご質問はございませんか。

特にご意見もないようですので、第 45 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

第 46 号議案からは非公開になります。傍聴人の方は退室してください。

**【傍聴人退室】**

第 46 号議案から第 48 号議案まで、及び報告事項「名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証委員会「検証報告書」について」は非公開にて行われたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午前 10 時 49 分終了